

桶川市事務処理誤りに対する措置に関する要綱

(令和7年5月7日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における事務処理誤りの発生時の措置及び再発防止について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等をいう。

(2) 事務処理誤り 行政サービスに影響を与える職員の事務処理の誤りであって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 個人及び団体（以下「個人等」という。）の権利若しくは利益を侵害し、若しくは社会に影響を及ぼし、又はそれらのおそれのあるもの

イ 事務処理に係る確認不足、不注意等を主たる原因として、所期の目的と異なる結果を発生させたもの

ウ 事務処理に係る手順を定め遵守することにより、防止することが可能であるもの

(3) 所管課長 事務処理誤りのあった事務事業を所管する課長、機関の長その他これらに類する職員をいう。

(4) 所管部長 事務処理誤りのあった事務事業を所管する部長、会計管理者その他これらに類する職員をいう。

(報告)

第3条 所管課長は、事務処理誤りがあったことを認識したときは、事務処理誤り報告書（様式第1号）により、直ちに所管部長に報告しなければ

ばならない。

- 2 所管部長は、前項の規定による事務処理誤りの報告を受けたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(暫定措置)

第4条 所管課長は、事務処理誤りが発生したときは、被害の拡大を防止するため、他部局における事務への影響の有無を確認するとともに、直ちに暫定的な措置を実施しなければならない。

- 2 所管課長は、事務処理誤りの事案に応じて、影響を受け、又は受けるおそれがある個人等に、事実関係等について連絡するものとする。

(公表)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、市民一般にこれを公表する必要がある場合は、事務処理誤りの概要を市ホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 個人等に著しい不利益を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (2) 個人等の生命又は身体に影響を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (3) 個人等に速やかな注意喚起が必要なもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事務処理誤りの概要を公表しないことができるものとする。

- (1) 公表することにより、個人等に不利益をもたらすおそれがあるもの
- (2) 公表することにより、捜査、裁判等に支障を来すおそれがあるもの

(再発防止策)

第6条 所管課長は、事務処理誤りについて事実関係を調査し、原因を究明し、及び再発防止等に関する所要の措置を行い、速やかに事務処理誤りの再発防止策実施報告書(様式第2号。次項及び第8条において「実施報告書」という。)を作成し、所管部長に報告しなければならない。

- 2 所管部長は、前項の規定による再発防止策の報告を受けたときは、遅延なく市長に報告しなければならない。

3 前条第1項の規定により概要を公表した事務処理誤りについて、必要と認めるときは、実施報告書に記載した再発防止策の概要を市ホームページ等への掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(情報の共有)

第7条 所管部長は、事務処理誤りの再発防止に資するため、前条第1項の規定により報告した事務処理誤りの事実関係、原因及び再発防止策について、庁内に対して情報共有を行うものとする。

(実施の確認)

第8条 所管部長は、実施報告書に記載した再発防止策の実施状況について適宜確認を行い、必要と認めるときは、所管課長に必要な措置を実施するよう指示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務処理誤りに対する措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和8年3月18日市長決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

事務処理誤りの再発防止策実施報告書

報告日 年 月 日

所管部・課 _____

所属長 _____

市長	副市長	部長	副部長	
事務処理誤りの件名				
発生年月日	年 月 日（判明日 年 月 日）			
事務処理誤りの報告 以降に行った措置				
再発防止策の 概要				
再発防止策の 実施完了日	年 月 日完了（予定）			
公表の方針	公表する・しない（理由： _____） 公表予定日： 年 月 日 公表方法： _____			
その他				
報告後供覧 （秘書企画部）	部長	副部長	企画調整課長	
報告後供覧 （総務部）	部長	副部長	総務課長	職員課長

※必要に応じ資料等を添付